

東御市民病院 業務継続計画

第2版

令和7年7月

目 次

第1章 業務継続計画に係る基本事項	1
第1節 業務継続計画とは	1
第2節 業務継続計画策定の目的	1
第3節 業務継続計画の効果	1
第4節 業務継続計画の発動と期間	3
第2章 業務継続計画の基本方針	4
第3章 前提となる災害事象と被害想定	5
第1節 想定される災害事象の選定と被害想定	5
第2節 「糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）」の想定規模	5
第3節 東御市における人的被害及び建物の被害想定	5
第4節 地震発生による病院機能への被害想定	6
第5節 大雨や台風等の洪水発生による病院機能への被害想定	7
第6節 土砂災害による病院機能への被害想定	7
第7節 その他の自然災害による病院機能への被害想定	8
第8節 火災発生による病院機能への被害想定	9
第9節 電子カルテ障害発生時の被害想定	9
第10節 サイバー攻撃等によるインシデント発生時の被害想定	9
第11節 その他の災害等による病院機能への被害想定	10
第12節 近隣地域で発生した大規模災害発生時の業務への影響	10
第4章 業務継続計画の実施体制	11
第1節 業務継続計画の発動と解除	11
第2節 院長（本部長）が不在の場合の職務の代行順位	11
第3節 各部科室の職務代行順位	12
第5章 実施すべき非常時優先業務	13
第1節 非常時優先業務の概要	13
第2節 目標の設定	14

第6章 人的資源に関する課題と対策	16
第1節 初動体制の確保	16
第2節 体制別の職員配備	16
第3節 参集できる職員数算出のための想定	17
第4節 参集可能職員数の算出方法	18
第5節 職員の参集	19
第6節 職員参集の課題	19
第7節 緊急連絡網の整備	20
第7章 業務継続力向上のための対策	21
第1節 災害対策	21
第2節 業務遂行のための環境整備	22
第3節 執務環境について	25
第4節 災害時における訪問事業の対応	26
第8章 非常時優先業務一覧	28
第1節 各部科室共通	28
第2節 診療部	29
第3節 庶務係・医療安全管理係	30
第4節 医事係・診療情報管理係	32
第5節 医療事務委託分	33
第6節 薬剤科	34
第7節 栄養科	35
第8節 放射線技術科	36
第9節 検査科	37
第10節 リハビリテーション科	39
第11節 透析科・臨床工学科	40
第12節 視能訓練科	41
第13節 病棟科	42
第14節 外来科	43
第15節 健康管理科	44
第16節 地域連携室	45
第17節 訪問事業	46

第1章 業務継続計画に係る基本事項

第1節 業務継続計画とは

業務継続計画（BCP : Business Continuity Plan）とは、大規模災害発生時に病院自身も被災し、人、物、情報等限られた制約の状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、院内における命令系統、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、限られた条件の中で効率的な業務執行を行うことを目的とした計画である。

第2節 業務継続計画策定の目的

当院の災害対応を定めた計画としては「東御市民病院災害対応マニュアル」（以下「災害対応マニュアル」という。）があり、災害時の応急対応、緊急初療体制の確保などを定めているが、本「東御市民病院業務継続計画」（以下「業務継続計画」という。）は、これら災害対応業務を行う上で、病院自身が被災し資源の制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保し、医療体制の維持を図るものである。

当院における「業務継続計画」は、「東御市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）の被害想定を基に病院の被災を想定、その中で病院機能の損失をできるだけ少なくし、急性期の緊急初療体制の確保や通常診療機能の立ち上げや早急な回復を目指し、被災者や市民に対する継続的な診療体制を円滑に維持することを目的とする。

第3節 業務継続計画の効果

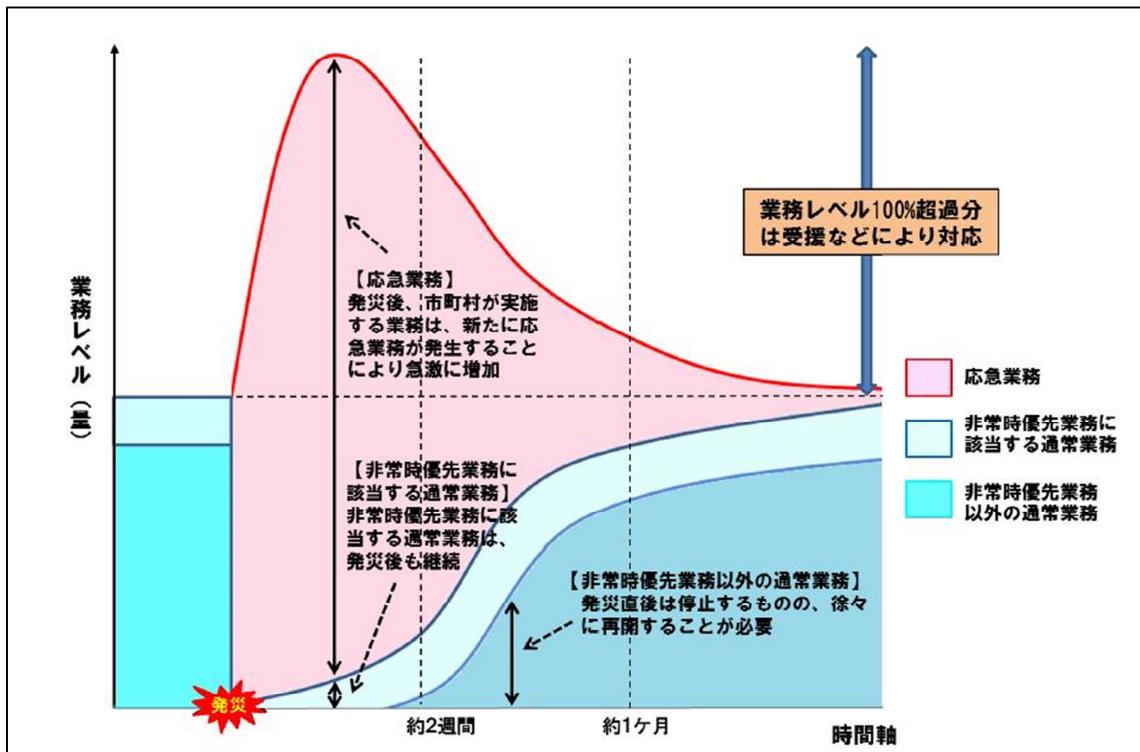
災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。

医療機関においては、災害発生直後の非常に短い時間に災害による負傷者の受診の増加が見込まれ、膨大な応急対応業務が発生し（図1）、それらを限られた人員や物資で迅速かつ的確に処理しなければならない。

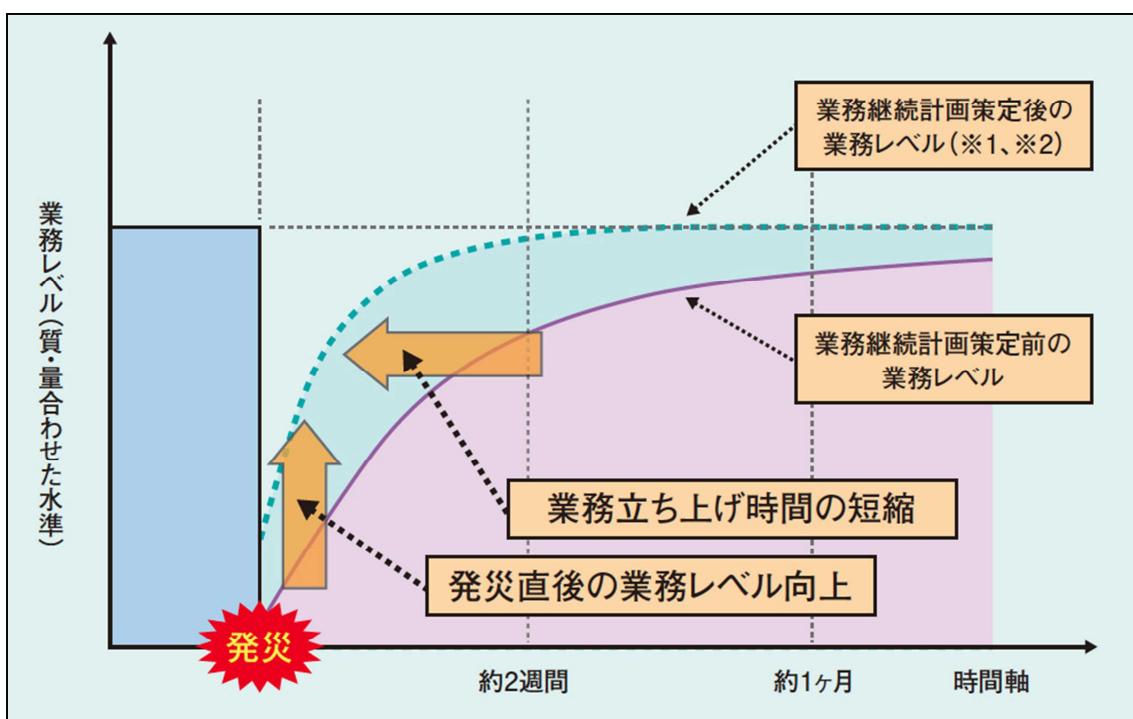
このような場合において、業務継続計画をあらかじめ策定（継続的改善を含む。）することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、「災害対応マニュアル」では必ずしも明らかでなかった「病院も被災する深刻な事態」を考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で病院が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる（図2）。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。



(図1) 発災後に市町村が実施する業務の推移 (※市業務継続計画から抜粋。)



(図2) 業務継続計画の作成に伴う効果の模式図 (※市業務継続計画から抜粋。)

- ※1 業務継続計画の作成により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。
- ※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

第4節 業務継続計画の発動と期間

「業務継続計画」は、「地域防災計画」で想定されている被害と同等の被害が見込まれる災害が発生し、院内で災害対策本部が設置された場合に、災害対策本部の宣言により発動する。

対象期間は発動の日から一ヶ月を原則とするが、各業務の進捗状況を災害対策本部が確認し解除の宣言を行う（「第4章 業務継続計画の実施体制 第1節 業務継続計画の発動と解除」（p. 11）参照）。

第2章 業務継続計画の基本方針

大規模災害発生時に医療機関としての責務を全職員が共有するため、以下に示す基本方針に基づき業務継続を図る。

1 患者及び職員の生命・身体の保護

災害発生時、入院患者、外来患者及び職員の生命・身体を保護し、被害を最小限にとどめるため「災害対応マニュアル」に基づいた対応を行う。

2 寸断されない地域医療の提供

災害発生 72 時間までは「地域防災計画」に位置づけられた人命に係る災害応急対策業務に重点をおき、「災害対応マニュアル」で示す多数傷病者発生時のトリアージエリアの設置を含む緊急初療体制の構築を優先させる。

3 指揮・命令体制の確立

指揮系統を明文化させ災害発生時の混乱を避ける。

管理者不在の場合の職務代行順位を事前に明文化させ、管理者不在の場合でも非常時優先業務が継続できるような体制を作る。

4 非常時優先業務の遂行

大規模災害発生時においては、被災傷病者の救命を最優先とし、人的な被害を最小限にとどめるため災害応急対策業務を含む非常時優先業務を遂行する。

人員や資源が限られてしまうことから、緊急性のある外来診療や施設の維持管理等に著しい影響を与える通常業務以外は休止・縮小する。

5 必要な人員や資源の確保

非常時優先業務を遂行するためため、限られた人員や資源の中で適切な活用を行う。

正職員のみでは緊急初療体制を含む非常時優先業務を遂行することは不可能なため、日頃から会計年度任用職員や医療事務・給食業務委託業者等の協力体制を構築しておく。

第3章 前提となる災害事象と被害想定

第1節 想定される災害事象の選定と被害想定

想定される災害事象を選定するに当たり、一般的にインフラに大きな影響を及ぼすのは人的災害より自然災害である。

その中でも災害リスクとして大きいのは地震であるため、本計画の災害時優先順位の決定に当たっては、「地域防災計画」で想定されている「糸魚川一静岡構造線断層帯（全体）」地震を選定し、建物等の被害状況を想定した。

第2節 「糸魚川一静岡構造線断層帯（全体）」の想定規模

「糸魚川一静岡構造線断層帯（全体）」を震源とする地震の想定される規模は次のとおり。

発生時期	冬の平日 午後7時
地震の規模	マグニチュード 8.0
市内の震度	市内全域 最大震度6弱

第3節 東御市における人的被害及び建物の被害想定

前提とする「糸魚川一静岡線（全体）」を震源とする地震が発生した場合の市内における人的被害、建物被害、ライフラインの被害想定は、「長野県地震被害想定調査報告書」（平成27年3月）から次のとおり。

（1）建物被害想定

全壊棟数（揺れ）	半壊棟数（揺れ）	全壊棟数（土砂災害）	半壊棟数（土砂災害）
10棟	270棟	10棟	30棟

①市内では木造建物の倒壊等が見られる。

②病院を含む東御市の公共施設は、耐震補強改修が完了していることから構造上の被害は発生しないものとする。

（2）出火・延焼被害想定

出火件数	焼失棟数
0件	0棟

（3）人的被害想定

死者数	重傷者数	軽傷者数	避難者数
わずか	20人	50人	1,260人

(4) ライフラインの被害想定

上水道	下水道	都市ガス	停電
18,640 人	17,100 人	0 軒	8,640 軒

- ①電力は、半数程度の復旧に3日間程度を要する。
- ②電話は、1週間程度繋がりにくくなる。
- ③上水道の半数程度の復旧に1週間程度を要し、下水道は当面の間復旧の見通しがたたない。

(5) 交通機能障害

- ①通行障害が発生する。
- ②山間部の道路が通行困難となり、孤立地域が発生する。
- ③鉄道等の公共交通機関は当面の間運休する。

第4節 地震発生による病院機能への被害想定

1 病院の耐震化の状況

当院は平成15年10月に新築され耐震性能については新耐震基準に適合している。

ただし棚等の什器や検査機器等の転倒、割れたガラスの飛散等により一部業務に影響を及ぼす可能性がある。

2 想定される施設等の被害

庁舎等の建物倒壊危険や施設内の被害、基幹情報システム類に係る被害、ライフライン等の被害発生に関する想定は、次のとおりに示す。

なお想定される災害事象は「本章 第1節 前提となる災害事象の設定」(p.5)による。

病院竣工	平成15年10月1日
構造、規模	鉄筋コンクリート造、地上3階建 延面積： 6,857.8 m ²
建物被害	倒壊の危険性は極めて低い 窓ガラスの破損の可能性あり
執務環境	未固定の什器等の転倒や、落下が発生 一部医療機器は転倒・落下等による破損のため使用できなくなる可能性
電 力	災害発生直後は断線等により電力供給が中断する可能性
コンセント	非常用発電機から電力が供給されている赤色コンセント（100V）のみ使用可能
照 明	停電が発生した場合も非常用発電機により一部使用可能

電 話	停電とともに使用不可、電気復旧後も、輻輳により繋がりにくい期間が続く
ガス	利用なし
上水道	断水により使用不可（1週間） 断水時は、受水槽2基（30t+39t）使用可能
下水道	使用不可、復旧まで30日程度
PC・OA 機器	非常用発電機から電力が供給されている赤色コンセント（100V）のみ使用可能
サーバー	電子カルテについてはクラウド上の運用
ネットワーク	非常用発電機から電力が供給されている施設のネットワークのみ使用可能

第5節 大雨や台風等の洪水発生による病院機能への被害想定

1 病院立地場所における危険状況

「東御市避難所・災害ハザードマップ」（令和4年3月改正）において、当院の立地場所は洪水が発生した場合、浸水深3.0～5.0m（2階の軒下程度）の浸水が想定されている。

しかし、地形的に南面は一段下になっていることから水が敷地内で滞留することは考えられず、1階部への浸水についても数センチメートル程度と見込まれる。

2 想定される洪水発生時の業務継続について

事前に建物北側入り口や東側へ土のう等による浸水防止措置を図ることにより、浸水被害を軽減できる。

また、屋外から2階部分への直接的な出入りもできることから、万が一病院内への浸水により1階が使用不能になった場合でも、2階を使用して業務を継続することは可能と考えられる。

ただし、レントゲン撮影を含む検査機器等が水損により使用できない場合も想定され、その場合には一部診療や検査の縮小、休止しながら業務を継続する。

第6節 土砂災害による病院機能への被害想定

1 病院立地場所における危険状況

「東御市避難所・災害ハザードマップ」において、当院の立地場所は土石流災害警戒区域（2区域）に指定されている。

しかし、二つの警戒区域の中に位置しているものの、土石流のかなりの量は上信越自動車道で一度堰き止められ、そこから隧道を通って南に流れることから、急激な勢いで瞬時に建物に押し寄せ、建物全体が流されることには考えられない。

2 想定される土石流発生時の業務継続について

建物1階部へ東側及び北側から土石流流入の可能性はあるが、前述の通り時間的な余裕もあり、早くからの気象情報等収集することにより、事前の土のう等による流入防止、外来診療中止判断や来院者の帰宅を促すなどの対応が可能である。

また、病院への土砂流入があった場合も2階を使用して業務を継続することが可能と考えられる。

ただし、土砂流入によりレントゲン撮影機器や検査機器等が使用できなくなることも想定され、その場合外来診療の縮小・休止などを実施しながら業務を継続する。

第7節 その他の自然災害による病院機能への被害想定

1 大雪における影響について

大雪による病院業務への直接的な被害は少ないものの、交通網の寸断等により特に市外在住の職員が出勤できなかったり、患者が来院できない事態や訪問診療できないことが想定される。

事前に各科において出勤不能の職員を考慮した勤務体制を想定しておくことや、訪問診療できない場合の対応も検討しておく必要がある。

2 台風接近について

台風は勢力や予想進路等が事前に公表されるため、特に休日や夜間は管理職と医療事務部での連絡体制を構築し、被害発生危険が迫った場合にはすぐに対策本部を立ち上げられるよう、フレキシブルな対応を行う。

大雨等による浸水を想定し、検査機器等で移動ができるものについては、事前に2階に移動させ、屋外に出ている物品等は屋内に入る等の飛散防止を行う。

3 南海トラフ地震の影響について

南海トラフ地震について、「長野県地震被害想定調査報告書」では、市内の建物被害や人的被害もわずかとされているため、病院への被害もほとんどなく、負傷者対応も通常診療での対応が可能と考えられる。

しかし、静岡県が作成した「浜岡原子力災害広域避難計画」では牧之原市の「避難先2」に東御市が指定されており、地震によって浜岡原子力発電所に被害が及んだ場合は、東御中央公園が避難者の避難中継所になることから、病院周辺の道路の混雑や、避難者への医療支援が必要になることも想定される。

牧之原市の広域避難が行われた場合は、当院でも災害対策本部を立ち上げ、市などの情報を収集し一般診療業務の継続とともに対応を検討する。

4 浅間山の大規模噴火による影響について

浅間山火山防災協議会が作成した「**浅間山火山防災マップ**」(平成30年3月作成)における大規模火山噴火の影響について、当院の立地場所では「降下火砕物（降灰）が30cm以上積もる恐れのある範囲」の想定がされているが、直接的な病院の被害や、業務への影響は考えられない。

第8節 火災発生による病院機能への被害想定

人的災害の中でも火災の発生確率は高い。

建物の構造が耐火構造であり、一般的な火災発生では大規模な延焼拡大は考えられないが、小規模な火災でも発生した煙や消火による水損等により病院機能の低下は想定される。

また、失火により社会的な信用の低下など業務への影響は大きい。

そのため、平時から消防計画に基づいた年二回の消防訓練を実施し職員の防火意識の高揚を図るとともに、「**災害対応マニュアル**」で示した職員の基本的行動を職員が熟知し、火災発生時には迅速な避難誘導や初期消火ができるよう組織強化を図る。

放火等による大規模火災により完全に病院機能が失われるような場合は、災害対策本部で診療業務の停止や病院避難も検討する。

第9節 電子カルテ障害発生時の被害想定

当院は平成24年に電子カルテシステムを導入し、電子情報として一括してカルテを編集・管理し、データベースに記録する仕組みを構築している。

そのため、万が一電子カルテシステムに障害が発生した場合には、一般診療にも大きな影響を与え、障害が長期になった場合は診療の休止といった事態も想定される。

平時からシステムベンダーとの連絡体制を構築するとともに、障害発生時には手書きカルテ等での対応がスムーズにできるように整備しておく。

第10節 サイバー攻撃等によるインシデント発生時の被害想定

件数は多くないものの、国内の医療機関でもランサムウェアによるサイバーテロにより、すべての電子カルテデータが暗号化されてしまう事件が発生している。

そうなった場合、一般診療の継続は不可能になり病院としての機能が著しく低下する可能性が高く、さらには患者の個人情報の流出の危険性も発生する。

当院では専門的なIT担当者不在のため、セキュリティ対策について事前に各部門システムのセキュリティ強化を図りながら技術的な脆弱性を排除し、使用に関しても

診療情報管理システム委員会を中心に職員の情報管理における危機管理意識の向上と対策を行う。

第11節 その他の災害等による病院機能への被害想定

1 院内感染症蔓延について

院内での大規模な感染症発生時の対応については、「東御市民病院感染対策マニュアル」（令和元年9月作成）に示された対応手順に従い、災害対策本部で対応を決定する。

職員間での感染が拡大した場合は、本計画に基づいた一部業務の縮小または休止等を検討する。

2 災害による周辺のインフラ被害について

地震や風水害により市内で停電、水道や下水道の途絶、道路の損壊等の被害が発生した場合、通常の診療業務の継続が難しくなるため、災害対策本部で正確な情報収集を図るとともに業務継続についても検討する。

3 その他の人的災害について

社会情勢の変化により、テロ等の国民保護事案も考えられるが具体的な被害想定を算出することは困難なため、本計画での被害対象から外す。

万が一このような事態が発生した場合は、「東御市国民保護計画」（平成31年2月改正）に基づいて、患者及び職員の安全を最優先に対応することとする。

4 その他の災害について

その他、業務継続に影響がでるような事態が発生した場合は、速やかに災害対策本部を立ち上げ業務の継続を検討する。

第12節 近隣地域で発生した大規模災害の業務への影響

当院は東御中央公園に隣接しており、職員の駐車場も東御中央公園内駐車場を一部使用しているが、県内や隣接県で大規模災害発生した場合は、公園一帯が長野県で定める「長野県広域受援計画」の救助活動拠点及び広域物資輸送拠点に指定されていることから、周辺駐車場の使用制限や道路渋滞が想定される。

そのため近隣地域で大規模な災害が発生した場合は、職員の駐車場の確保や病院駐車場の効率的な使用が必要になる。

第4章 業務継続計画の実施体制

第1節 業務継続計画の発動と解除

1 発動の用件

「糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）」を震源とした大規模地震や大雨などによる洪水や土砂災害等の発生により、当院に甚大な被害が生じ、通常診療の継続が困難になった場合や、市内の被害により大多数の傷病者の発生が見込まれる場合、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が本計画を発動する。

2 業務継続計画の解除

当院における業務資源の不足等に伴う業務継続上の支障が改善され、安定的な診療業務の継続が可能となった時点で、本部長が本計画の解除を宣言する。

第2節 院長（本部長）が不在の場合の職務の代行順位

大規模災害発生の緊急時においても業務を適切に継続するため、必要資源の確保などとともに指揮命令系統の確立も重要なため、業務に関して組織上位者の意思決定が迅速・確実に伝わるよう、院長（本部長）不在の場合の必要な意思決定と職務代行者についてあらかじめ定めておく。

院長（本部長）不在時の職務代行順位

職務代行者の対象	職務代行の順位		
	第1順位	第2順位	第3順位
院長（本部長）	副院長	事務長	—

副院長及び事務長不在時の職務代行順位

職務代行者の対象	職務代行の順位		
	第1順位	第2順位	第3順位
副院長	内科部長	看護部長	診療技術部長
事務長	医療事務部長	医事係副主幹	—

第3節 各部科室の職務代行順位

各部科室の職務の代行順位を次のとおり定める（令和7年4月現在）。

(1) 診療部

職務代行者の対象	第1順位	第2順位	第3順位
診療部長	内科部長	—	—

(2) 医療事務部

職務代行者の対象	第1順位	第2順位	第3順位
医療事務部長	医事係副主幹	—	—

(3) 診療技術部

職務代行者の対象	第1順位	第2順位	第3順位
診療技術部長	薬剤科長	検査科長	栄養科長

(4) 看護部

職務代行者の対象	第1順位	第2順位	第3順位
看護部長	病棟師長	外来師長	—
病棟師長	主任看護師	—	—
外来師長	副看護師長	—	—

(5) 地域医療部（地域連携室）

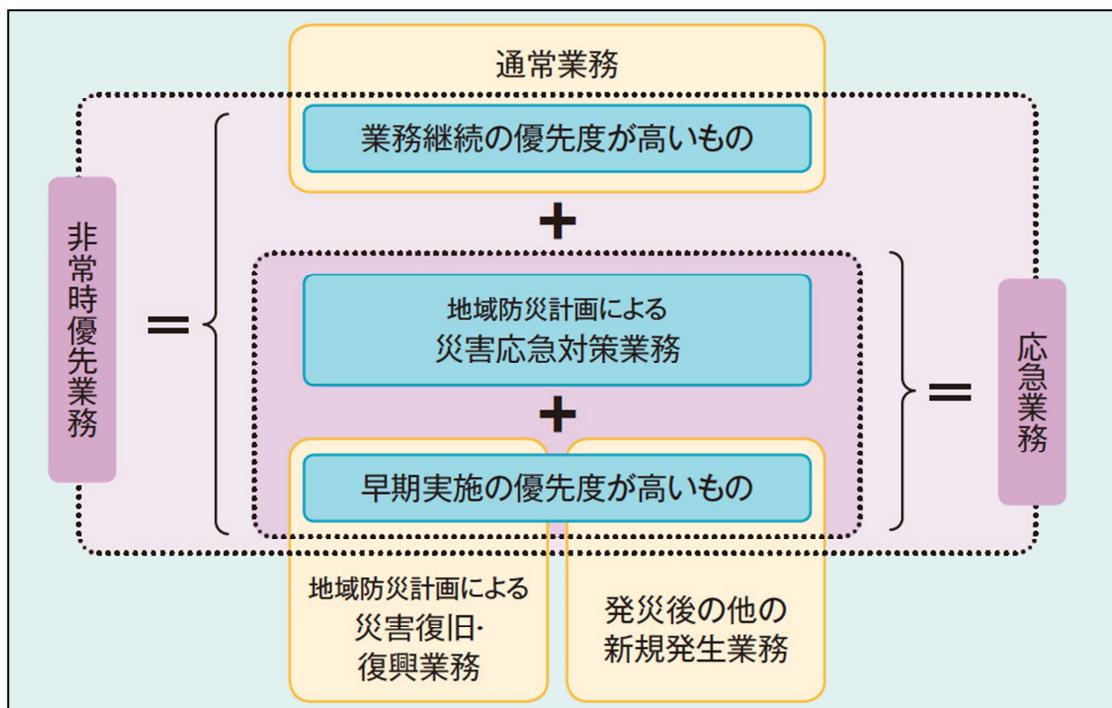
職務代行者の対象	第1順位	第2順位	第3順位
地域連携室長	看護師長	連携室主査	—

第5章 実施すべき非常時優先業務

第1節 非常時優先業務の概要

1 非常時優先業務とは

本計画において、非常時優先業務とは、災害発生時に医療機関としての緊急初療業務を中心とした災害応急対策業務と、通常業務のうち災害発生時にも継続又は強化する必要のある業務（以下「一般重要継続業務」という。）とする。



(図3) 非常時優先業務のイメージ (行政)

2 非常時優先業務の基本的な考え方

- (1) 災害発生時においては、市民の生命を保護し、被害を最小限にとどめることを第一とし、災害応急対策業務を最優先に実施する。
- (2) 災害応急対策業務の実施に必要となる人員や資機材を確保するため、災害応急対策業務以外の通常業務については一旦休止する。
- (3) 一般重要継続業務については、災害応急対策業務に影響を与えない範囲で行う。

[非常時優先業務の対象範囲]

業務区分			内容
非常時優先業務	災害応急対策業務	初動対策業務	災害発生後3時間以内に実施する業務
		応急対策業務	災害発生後3日以内に実施する業務
	一般重要継続業務 (通常業務)	継続業務	通常時と同様に継続する業務
		強化業務	通常時よりも強化する業務
休止業務（通常業務）			他の業務を優先するため休止する業務

第2節 目標の設定

1 対象時期

災害発生直後から被災した傷病者の来院や資源の不足などにより混乱する応急対応期を経て徐々に復旧し、概ね通常体制への移行に向けた目途が立つまでの期間を1ヶ月と想定し、災害発生から1ヶ月間に優先的に実施すべき業務を「病院における非常時優先業務」として対象化している。

2 目標時間の設定

選定された非常時優先業務について、緊急性や重要性を考慮し、業務の継続又は早期復旧・開始に向けた「業務開始目標時間」を設定する。

3 非常時優先業務の選定及び業務開始目標時間の設定

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	主要な非常時優先業務
① 3時間以内	ア. 被災状況の把握 イ. 災害への初期対応	ア. 災害対策本部の設置 イ. 院内の被害の把握（情報収集、報告） ウ. 災害情報の収集（市災害対策本部との情報共有） エ. 災害に対する初期対応（消火、患者の安全確認、避難誘導、水損防止など） オ. 緊急初療体制の準備（トリアージ、被災者診療など）

② 1日以内	ア. 緊急初療体制の開始 イ. 緊急初療体制の開始（トリアージ、被災者診療など） ウ. 業務継続計画発動の可否（一部業務の休止）	ア. 職員の緊急招集
③ 3日以内	ア. 広域的な支援 イ. 中長期的な勤務体制の見直し	ア. ベッドコントロール（増床、帰宅、転院） イ. 広域応援要請、受入れ体制の整備（DMAT 要請、重症患者の搬送、他の医療機関への収容依頼） ウ. 勤務体制の再構築 エ. 損傷した機器の復旧 オ. 報道対応
④ 1週間以内	ア. 被災者支援 イ. 一般外来診療の再開	ア. 避難所への医療支援 イ. 一般外来診療の段階的再開 ウ. 緊急初療体制（トリアージエリア含む）の縮小、閉鎖
⑤ 2週間以内	ア. 通常診療体制への移行	ア. 休止業務の段階的再開
⑥ 1ヶ月以内	ア. その他の業務の再開	ア. すべての休止した業務の再開

4 非常時優先業務の選定

「前項 3 非常時優先業務の選定及び業務開始目標時間の設定」(p. 14～) の分類に基づき、各部科室の所管業務のうち、非常時優先業務を選定した。

部科室別の非常時優先業務（災害応急対策業務、一般重要継続業務）は、「第8章 非常時優先業務一覧」(p. 28～) のとおり。

非常時優先業務は、毎年度当初に見直しを行い、非常時優先業務一覧を各部科室で保管する。

第6章 人的資源に関する課題と対策

第1節 初動体制の確保

災害発生直後における非常時優先業務について、迅速な立ち上げを行うため、各部科室等においては平時から災害発生時の参集可能職員を把握し、それに基づいた初動体制の構築ができるようにする。

第2節 体制別の職員配備

職員の参集については、「地域防災計画 震災対策編 第3章災害応急対策計画第2節第3活動の内容」の活動体制と、病院内災害対策本部が定める災害レベルを基に作成した。

・職員の参集基準

体制 (災害レベル)	設置及び参集基準	職員配備体制
事前体制 (レベル0)	ア. 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、大雪、暴風、暴風雪注意報発表時 イ. その他院長が必要と認めた時	ア. 部長職（災害対策本部員）は自宅待機 イ. 庶務係、医事係は自宅待機
一次体制 (レベル0)	ア. 市内に震度3の地震が発生した場合 イ. 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、大雪、暴風、暴風雪警報発表時 ウ. その他院長が必要と認めた時	ア. 部長職以上の参集 イ. 庶務係、医事係の参集 ウ. 科長職以上は自宅待機
二次体制 (レベル1)	ア. 市内に震度4及び5弱の地震が発生した場合 イ. 土砂災害警戒情報が発表された場合 ウ. 市民に対し「警戒レベル3高齢者等避難」発令中 エ. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）または巨大地震注意発表時 オ. 柏崎刈羽原発、浜岡原発で「緊急事態」が発生した場合 カ. 住家被害が想定される災害発生時、院長が各科の連携が必要と認めた時	ア. 科長職以上の参集 イ. 正職員は自宅待機 ウ. 病棟科、外来科、薬剤科、放射線科、検査科、臨床工学科、地域連携室で、科長が必要と認めた正職員及び会計年度任用職員の参集

三次体制 (レベル2)	ア. 市内に震度5強の地震が発生した場合 イ. 頗著な大雨に関する気象情報、記録的短時間 大雨情報が発表された場合 ウ. 市民に対し「警戒レベル4避難指示」発令時 エ. 噴火速報発表時 オ. 柏崎刈羽原発、浜岡原発で「敷地内緊急事態」 が発生した場合 カ. 全部署での対応が必要と院長が認めた場合	ア. 自主参集基準に基づき、会計年度 任用職員を含む全職員の参集 イ. 給食及び医療事務に関わる業務委託 業者
四次体制 (レベル3)	ア. 市内に震度6弱以上の地震が発生した場合 イ. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 発表時 ウ. 噴火警戒レベル4（避難準備）以上発表時 エ. 柏崎刈羽原発、浜岡原発で「全面緊急事態」 が発生した場合 オ. 暴風、暴風雪、大雨（土砂災害、浸水害）、 大雪特別警報発表時 カ. 市民に対し「警戒レベル5緊急安全確保」 発令時 キ. 複数の住家被害及び死者が想定される大規模 災害発生時、緊急初療体制（トリアージエリア 含む）の対応が必要と院長が認めた場合	

第3節 参集できる職員数算出のための想定

本計画では、次の想定により勤務時間外の地震発生時、参集可能な職員数を算出し、非常時優先業務の遂行に必要な職員の参集を図る。

職員数算出のための想定

項目	条件等
災害発生時期	春季の日曜日午前中、天候は晴れ
想定される地震	「糸魚川一静岡線（全体）」を震源とする地震 市内全域 最大震度6弱
参集職員	正職員及び会計年度任用職員
参集場所	東御市民病院
参集方法	徒歩

第4節 参集可能職員数の算出方法

職員数は会計年度任用職員を含めた 137 名を対象とし、派遣職員及び長期休暇中職員は除いてある。

算出に当たり、想定される災害規模については「第3章 第3節 東御市における人的被害及び建物の被害想定」(p. 5～) では、冬の平日午後 7 時に震度 6 弱の地震発生による被害を算出してあるが、本計画では休日自宅からの参集人員を算出するため前章のとおり春季の日曜日午前中の発災を想定した。

参集予測時間の算出方法は「市業務継続計画」と同じく、地震発生から家を出るまでの準備時間として 30 分を加算、参集方法は自家用車の使用はせずに一番時間がかかると思われる徒歩とし、歩く速さは 4km /時間として計算した。

時間別参集人員（令和 7 年 4 月現在）

部科室名	職員数	参集可能 人数	参集予測時間				
			1 時間	2 時間	4 時間	6 時間	6 時間超
災害対策本部（部長）	9	6	1	1	4	2	1
診療部	6	4	1	1	2		2
庶務係、医療安全管理係	5	5	2	1	2		
医事係、診療情報管理係	7	7	1	2	4		
薬剤科	6	6	1	2	3		
栄養科	2	2	1		1		
放射線技術科	4	3	1	1	1	1	
検査科	6	6	2	2	2		
リハビリテーション科	7	4	1		3		3
透析科、臨床工学科	9	7	3	4			2
視能訓練科	2	2	1	1			
病棟科	40	37	3	16	18	1	2
外来科	25	21	4	13	4	4	
健康管理科	6	6		4	2		
地域連携室	6	6	1	1	4		
計	140	122	23	50	50	8	10

上記の算出結果から、4 時間を越えてしまう（通勤距離 15km 以上）職員については災害発生直後の参集は不可能とし除外した。

また、算出した 4 時間以下の参集可能者の総数 122 人の内、3 割は本人や家族の被災等のため参集不能として計算し、災害発生から 4 時間以内に参集できる職員数を

85人と予測した。

(＊市業務継続計画では、6時間を超える職員を参集不可能としているが、病院の場合、4時間以内に被災傷病者等が来院し緊急初療体制の構築が必要になるため、参集可能人員を4時間以内とした。)

第5節 職員の参集

1 大規模災害発生時の職員の対応

職員は、連絡網等で緊急招集がかかった場合や、「災害対応マニュアル 第3章 第2節 自主参集基準」に示す災害が発生した場合には、二次災害に注意し参集する。

緊急招集がかかった場合でも、災害により勤務先への参集が困難な場合は、上席者に連絡し自宅待機とする。

参集方法については、災害により道路が寸断され通行できることや、渋滞により緊急車両の通行に支障をきたす場合があるため、原則自家用車の使用はせずバイクや自転車もしくは徒歩での参集とする。

災害発生が夜間の場合は、被害状況も分からず徒歩等で参集することで二次災害を招く危険性が高いため、その旨を上席者に連絡し指示を仰ぐ。

2 参集の準備

職員は被災下であっても参集できるよう平時から参集手段を確保し、安全な参集経路の確認を検討しておく。

3 必要品の持参

参集に当たっては、勤務時間の延長を想定し、可能な限り食料、飲料水、着替え等を持参する。

第6節 職員参集の課題

1 市外居住者の参集と地震発生の時間帯

職員の約49%は市内居住で、「第3章 第3節 東御市における人的被害及び建物の被害想定」(p.5～)を基準にした場合、これら市内居住の職員が受ける人的被害も極めて少ないとと思われ、その多くが地震発生後、徒歩での参集が可能と考えられる。

しかし市外居住の職員にあっては、被害が市内とはまったく違うことも想定され、直接的被害がない職員であっても遠距離のため参集に4時間を越えてしまう職員もあり、これらの職員は実質参集できないものとした。

また市内居住職員で人的被害はなかった場合でも、家庭の被災状況等で参集できない職員も想定される。

今回の参集予測時間の算出にあっては、地震発生を休日の日中に想定したが、災害発生が夜間の場合は参集途上における二次災害危険が増大するため、各部署でどのような参集体制を取っていくのか検討し、各職員へ周知させておくことも必要である。

2 参集職員のバラつき

市外居住の職員が多い部署では、「災害発生後3時間以内に実施する非常時優先業務」の遂行に支障をきたす可能性がある。

災害対策本部では、これら参集予測を基にできるだけ早い段階で非常時優先業務の対応ができる体制作りを行う。

3 医療事務業務委託業者の協力

参集可能職員の算出に当たっては、医療事務を委託している担当者を含めていないが、休日や夜間に災害が発生した場合には、医療事務担当者の協力が不可欠である。

そのため、委託契約時に災害発生時の時間外勤務についても明文化し、平時から災害発生時の協力体制作りが必要である。

4 橋りょう損壊による課題

当市は市内を流れる千曲川と鹿曲川をはじめ何本かの川が流れているが、令和元年10月の「令和元年東日本台風」ではいくつかの橋りょうが被害を受け、特に千曲川に架かる田中橋の損壊では長期にわたり通行不能になり大きな社会的影響を与えた。

これら橋りょうの損壊、あるいは橋りょうの安全確認ができないことによる通行不能事態は大規模地震の際にも発生する可能性が高く、特に北御牧地区を含む千曲川左岸に居住している職員の一部は迅速な参集が不可能になる事態が想定される。

第7節 緊急連絡網の整備

大規模災害発生時は、「災害対応マニュアル」に基づき、速やかに非常時の緊急初療体制に移行することになるが、その際職員への連絡を迅速に行うことにより、職員や周辺の被災状況、さらに参集可能人員の集計が迅速に行うことができ、災害応急対策業務の対応がしやすくなる。

職員への連絡手段としては、緊急連絡網・安否確認システム「オクレンジャー」をすでに運用しているが、各部署でも緊急連絡網を整備する。

第7章 業務継続力向上のための対策

第1節 災害対策

1 地震対策

地震による建物の倒壊危険は耐震化対策が完了しているため極めて少ないと想定されるが、棚等の什器や検査機器の転倒により業務が制限される可能性がある。

平時から什器等の転倒防止措置を講じるようにする。

また、避難の妨げにならないよう、各科は廊下へ物品を置かないようにする。

*(社)長野県建築士会上小支部と東御市で、「災害時における応急危険度判定の協力に関する協定」を締結

*長野県建築業協会上小支部と東御市で、「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」を締結

2 洪水や土砂災害対策

これらの災害は事前の気象情報等を収集することで早めの防水対策が図れるため、TV、コミュニティFM、SNS、関係機関ホームページ等から情報を早めに収集する。

浸水が想定される病院北側及び東側の出入口等は、土嚢等で事前に浸水対策を講じ、移動可能な検査機器は2階透析室に移動させる。

1階部に浸水や土砂の流入があった場合は、速やかに2階への垂直避難を行い、できる限りの業務継続を図る。

*株式会社エフエムとうみと東御市で、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」を締結

*株式会社上田ケーブルビジョンと東御市で、「災害時におけるケーブルテレビ放送及びラジオ放送の要請に関する協定」を締結

*ヤフー株式会社と東御市で、「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結

3 火災の予防及び対策

消防法で定められた消防計画を整備し、消火班を各科から選出して迅速な初期消火に対応できるようにするとともに、患者や来院者の安全かつ素早い避難誘導をするため、年二回の消防訓練を通じ全職員に防火意識の向上を図っている。

火災発生時、粉末消火器による精密機器への影響が大きいため、放射線科・検査科・手術室にはそれぞれ二酸化炭素消火器を設置し、機器への影響を軽減する。

4 自然災害を想定した訓練の実施

消防法で定められた避難訓練のほか、「要配慮者利用施設における避難確保計画」による避難訓練の実施については、洪水等の自然災害を想定したより具体的な訓練を

行い、職員への防災意識の高揚を図るとともに迅速な災害対応を目指す。

5 医療継続のため EMIS（広域災害救急医療情報システム）の活用

EMIS は、災害時に都道府県を越え、医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としたシステムである。

平時から病院情報等の登録を行い、災害発生時は 当院の被害状況等を迅速かつ正確に入力することで、必要な支援情報を提供することができ、素早い受援につながる。

6 各関係機関との情報収集体制の確立

大規模災害時に密接な情報交換を図ることが出来るよう、市や関係機関との連絡体制を構築し、相互協力の強化を図る。

*^(社)上田市医師会、^(社)上田小県歯科医師会と上田地域広域連合で、「災害時の医療救護についての協定」を締結

*県内市町村で、「長野県市町村災害時相互応援協定」を締結

*東京都大田区、秋田県美郷町、島根県雲南市と東御市で、「相互応援に関する協定」を締結

第2節 業務遂行のための環境整備

1 施設の機能回復

非常時優先業務を遂行するためには、病院施設が災害時においても通常時と同等の機能を保っていかなければならず、万一被災した場合には、迅速に機能を回復させる必要がある。

そのため平時から施設機能回復の優先順位を検討しておく必要がある。

2 医療材料の確保

診療を継続するためには医療材料や薬剤の備蓄が不可欠になるため、平時から数日間の診療が継続できるように在庫管理を行う。

また各検査部門でも、検査に必要な試薬等の備蓄を行う。

*^(社)上田薬剤師会と上田地域広域連合で、「災害時の医療救護及び医薬品等の供給についての協定」を締結

3 電源、燃料の確保

病院の非常電源及び使用燃料は次のとおり。

非常用発電機	有 (120kW)
使用燃料	地下タンク貯蔵所 A 重油 (10,000L)

稼働時間	72 時間以上
電力供給先	全階非常灯、各部屋赤コンセント
灯油	少量危険物タンク（200L）

*中部電力(株)電力ネットワークカンパニーと東御市で、「災害時における相互協力に関する協定」を締結
 *(一財)長野県 LP ガス協会、同協会上小支部と東御市で、「災害時における LP ガスに係る協力に関する協定」を締結
 *(一財)中部電気保安協会と東御市で、「災害時における電気の保安に関する協定」を締結
 *長野県石油商業組合上小支部と東御市で、「災害時における燃料等の供給に関する協定」を締結
 *株式会社アドバンテックと東御市で、「災害時における避難所等への電力供給に関する協定」を締結

4 電子カルテ

毎日定期的なバックアップを実施。

非常電源に切り替わった場合、無線 LAN 接続のノートパソコンは使用可能、デスクトップ型パソコンは非常用電源（赤コンセント）に接続されているものは使用可能。システム障害等により電子カルテが使用できない場合は、手書きカルテ等を使用し対応するが、障害の長期化に対しては外来診療の中止を検討する。

5 通信手段の確保

電柱の倒壊や通信設備の損壊により固定電話機の使用できない状況が想定され、その場合は外部との通信手段がないため、今後衛星電話の導入等を検討する。

停電時は災害時優先電話 2 回線で対応可能。

名称	数量	備 考
防災行政無線 (移動系)	移動局：2 台	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所（災害対策本部）と移動局の双方向の情報通信用（デジタル方式） ・サービスエリアは市内全域
災害時優先電話	2 回線	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に優先的に NTT 交換局と接続可能な電話

*中部電信電話株式会社と東御市で、「災害時における電気の保安に関する協定」を締結

*東日本電信電話株式会社と東御市で、「災害時における相互協定に関する協定」を締結

6 食料、飲料水等の備蓄

患者、職員用の食料については、アルファ米を中心に約 1,500 食を目途に計画的な備蓄を行っている。

飲料水については受水槽容量が 69t あり、給水ポンプが停止しない場合は少なくとも 1 週間の使用が可能。

また、勤務時間外に参集する場合は、水・食料や着替え等可能な限り持参できるようにあらかじめ準備しておくよう、職員に周知・徹底させる。

品名	備蓄量
主食（アルファ米）	1,500 食（毎年 300 食）
レトルト食品	500 食（毎年 100 食）
飲料水	500ml ペットボトル 1,200 本（毎年 240 本） 2L ペットボトル 300 本（毎年 60 本）
受水槽	39t + 30t (7 日分)

- * 株式会社ツルヤ、株式会社ヤオフク、NPO 法人コメリ災害対策センター、東御市くらしの会、生活協同組合 コープながのと東御市で、「災害時における物資の調達に関する協定」を締結
- * 北陸コカ・コーラボトリング、サントリービバレッジサービス株式会社と東御市で、「災害時における飲料水等 の供給に関する協定」を締結
- * 信州うえだ農業協働組合と東御市で、「災害時における災害対応の協力に関する協定」を締結
- * 上田市上下水道事業管理者と東御市で、「給水援助協定」を締結
- * ヴィオリア・ジェネット株式会社と東御市で、「災害時における応援に関する協定」を締結
- * 長野県水道協議会と東御市で、「水道施設災害等相互応援協定」を締結

7 医療ガス

医療ガスの設置状況は下記のとおり。

酸素については、過去の納入実績から 4 基のタンクに最大貯蔵がされている場合、業者による交換が途絶えても約 2 週間の使用が可能。

名称	数量	備 考
液体酸素	168kg × 4 基	自然気化方式のため停電の影響はない
酸素ボンベ	0.5 m³ × 24 本	2F スタッフステーション、医療ガス室
圧縮空気	390L × 1 本	コンプレッサー 2 基で自動交互追従運転
二酸化炭素	2.2kg × 4 本	内視鏡室、放射線科、医療ガス室
窒素	7 m³ × 4 本	
吸引	1000L タンク	水封式ポンプ 2 基
笑気ガス	7.5kg × 2 本	

8 トイレの問題

地震等により上下水道途絶時にトイレの使用ができないことが想定され、長期化すると診療業務の休止にもつながってしまうため、早めに仮設トイレの設置について市災害対策本部と協議する。

また、簡易トイレ（凝固剤と汚物袋タイプ）については、令和8年度までに1,500回分の備蓄を計画している。

品名	備蓄量
簡易トイレ	1,500回分（令和8年度までに）

*（有）シーエスエスサービスと東御市で、「災害時における仮設トイレ設置業務等に関する協定」を締結

*長野県環境整備事業宇協同組合と東御市で、「し尿収集業務応援協定」を締結

第3節 執務環境について

1 各科の協力応援体制の確立

各部科室等は、災害発生後3時間以内に実施する非常時優先業務について、担当職員が参集できない場合に備え、業務内容の共有化や業務継続計画の整備等を適宜に行い、災害発生時に担当職員以外の職員が円滑に当該業務を実施できるよう準備しておく。

2 職員の連絡網の整備および参集時における情報収集

災害発生時は電話が繋がり難いことが想定されるため、安否確認システム等を使い職員の安否確認や情報提供を行う。

また、災害発生直後の情報不足を補完するため、職員が主要幹線道路や橋りょうなどの重要なインフラの被害状況を確認しながら参集時に情報収集に努めるよう予め徹底するものとする。

*緊急連絡網・安否確認システム「オクレンジャー」運用済

3 緊急調達・支援体制の確保

（1）円滑な緊急調達体制の整備

災害発時における業務継続性の確保と事務執行の円滑化を図るため、緊急調達に伴う契約書の取扱いなど、緊急性を考慮した契約執行体制の見直しを検討する。

（2）災害時応援協定に基づく調達・支援体制の確保

市が締結している協定の実効性を検証し、必要に応じ迅速な支援が受けれるような体制作りを行う。

4 非常持ち出し品の再確認

科によって重要個人情報、検体、現金等を保管しており、病院が被災した場合もできる限りこの保全に努め、業務の継続力向上に向けて適切に対応していかなければならない。

災害発生時には、避難及び避難誘導等の人命が最優先であるが、業務の継続を図るために非常持ち出し品をリスト化し、定期的に内容を確認し必要な見直しを行うものとする。

5 職員の健康管理

大規模災害発生時は休憩時間の確保が困難になることが想定される。

医療事務部及び各部署の責任者は、職員の勤務が長時間にわたらないように交替の職員を配置して職員に休憩をとらせるなど健康に配慮する。

部科室長をはじめ、職員同士もメンタル面に注意を図り、カウンセリングを受けさせるなどしてメンタル面の不調を早期発見できるよう協力する。

6 仮眠、休憩場所の確保

災害の規模によっては災害対応の長期化が懸念され、職員の帰宅が困難になり、連続的な勤務になってしまふ可能性がある。

勤務班と休憩班を分けて交互に勤務に当たる交替勤務制を整備し、厚生室やリハビリテーション室等を男女別の仮眠、休憩場所として確保する。

7 什器等の転倒防止

庁内に設置している書類棚、OA機器、ロッカー等の転倒による職員及び来院者の負傷防止や、避難ルートの確保を図るため什器等の転倒防止対策を推進するとともに、転倒した場合においても、人的被害が軽減できるよう配置等を工夫する。

また、新たに什器等を導入する場合には、導入時に転倒防止措置を講じるものとする。

8 今後の検討事項

固定・携帯電話は回線断絶や輻輳により実質的に使えなくなる可能性が高いため、衛星携帯電話等の確保が必要である。

市から発信される情報については、防災ラジオやメール配信@とうみが中心になるが、その他にもソーシャル・ネットワーク・システムを有効的に活用し、病院からの情報発信も積極的に行う。

第4節 災害時における訪問事業の対応

1 実施している訪問事業

- (1) 訪問診療
- (2) 訪問リハビリテーション

(3) 母子訪問看護（助産所とうみ）

2 平時からの対応

訪問業務実施中に被災することも考えられることから、災害発生時に病院、患者、ケアマネージャー等の関係機関と連絡をとれる手段を構築しておく。

3 災害発生時の対応

原則、全ての訪問業務は休止するが、業務中止と再開時期については災害対策本部が決定する。

業務中止の場合は患者や関係者に、中止の連絡をとる。

訪問業務実施中に被災した場合は、業務を中止し一旦病院に戻り、災害対策本部の指示を受ける。

第8章 非常時優先業務一覧

非常時優先業務一覧は、各部科室（一部係）ごとに非常時優先業務及び休止業務について記載したものです。

（1）災害応急対策

災害発生に伴い、新たに対応が必要になる業務。

（2）一般重要継続業務

- ・一般重要継続業務は、市民の安全や生活の維持のために必要不可欠な業務
- ・業務開始目標時間の欄中「●」は、業務を開始する目標時間を表す

第1節 各部科室共通

1 災害応急対策業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ月
【共通1】 患者の安全確認に関すること	外来・入院患者の安全確認	●					
	負傷者の応急手当、治療	●					
【共通2】 職員の安否確認に関すること	職員の安全確認	●					
	休日職員の安否確認、招集についての確認		●				
	各科勤務体制の再構築			●			
【共通3】 施設、機器の被害調査及び応急対策に関すること	各科被災状況の確認	●					
	非常持ち出し物品の確認		●				
	機器等の応急措置または応急修理			●			
【共通4】 災害対策本部に関すること	災害対策本部の立ち上げ	●					
	市災害対策本部との連絡調整（事務長）		●				
	各科被害状況の集約、情報の共有		●				
【共通5】 緊急初療体制の構築	災害の情報収集	●					
	多数傷病者発生時のトリアージェリアの開設		●				
	被災傷病者の診療・治療		●				

第2節 診療部

1 災害応急対策業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ月
①災害応急対応に関すること	被災傷病者への緊急初療体制の構築	●					
	多数の被災傷病者発生時のトリアージ実施		●				
	被災傷病者の診療		●				
	避難所での診療				●		
②他医療機関との連携に関すること	重症患者の受入れが困難な場合の拠点病院への受入れ調整（地域連携室）		●				

2 一般重要継続業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ月
①入院患者診療に関すること	入院患者の継続診療		●				
	帰宅可能な入院患者への退院指導			●			
②外来診療に関すること	入院患者、外来患者への調剤（薬剤科）			●			
	一般外来診療の再開について				●		
	小児の予防接種				●		

3 休止業務

- ①一般外来診療の一時中止
- ②訪問診療に関すること
- ③医学研究に関すること

第3節 庶務係、医療安全管理係

1 災害応急対策業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3時間	1日	3日	1週間	2週間	1ヶ月
①災害対策本部の運営、連絡調整に関すること	本部長への会合伝達	●					
	災害対策本部の設置、運営		●				
	本部員の招集		●				
	本部の指示に係る伝達事務		●				
②職員の招集及び応援・派遣職員等の動員に関すること	職員参集		●				
	部間応援の窓口及び本部決定に基づく応援指示			●			
	災害時業務にあたる職員の労務管理事務				●		
③災害情報の収集に関すること	市内の被災状況の情報収集		●				
	市災害対策本部との情報共有		●				
④関係機関、団体等への協力及び応援要請に関すること	災害時応援協定締結機関との連絡調整		●				
	県、近隣市町村との連絡調整		●				
⑤病院被災状況のとりまとめ及び保全に関すること	被害状況調査		●				
	応急措置、修理の調整				●		
⑥災害による傷病者のとりまとめに関すること	災害による傷病者のとりまとめ		●				
	報道発表に関すること		●				

2 一般重要継続業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3時間	1日	3日	1週間	2週間	1ヶ月
①医療システムの管理に関すること	電子カルテの管理、復旧	●					
	部門システムの管理、復旧		●				
	システムベンダーとの連絡調整			●			
②公印の保管に関すること	公印の管理		●				
③車両管理に関すること	車両の管理に関する事務		●				
④寝具、白衣に関すること	寝具、白衣の管理			●			
⑤物品の購入に関すること	薬品、診療材料等の発注			●			
	医療機器の維持管理、修繕			●			

⑥職員の給与に関すること	給与支給に関する事務				●		
	時間外勤務の集計				●		
⑦施設の維持管理に関する こと	施設、設備の維持管理、修繕				●		
	廃棄物の管理				●		
⑧各種調査回答に関すること	災害関連調査の回答						●

3 休止業務

- ①文書、統計に関すること
- ②服務、福利厚生に関すること
- ③職員採用、人事に関すること
- ④研修に関すること
- ⑤契約に関すること
- ⑥業務委託に関すること
- ⑦財産の記録管理に関すること
- ⑧経営分析及び経営改善に関すること
- ⑨各事業計画に関すること
- ⑩資金計画及び財政計画に関すること
- ⑪一部の委員会に関すること

第4節 医事係、診療情報管理係

1 災害応急対策業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月
①災害応急対応に関すること	災害による傷病者の取りまとめ	●					
	電子カルテ使用不能時の患者データ入力、管理	●					
	避難所への医療支援				●		
②現金の記録管理に関すること	診療費入金等の現金管理		●				
	未収金処理			●			

2 一般重要継続業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月
①医師勤務に関すること	医師勤務調整		●				
②医事管理に関すること	患者の受付、入退院の事務		●				
	日報作成			●			

3 休止業務

- ①診療情報管理に関すること
- ②各請求に関すること
- ③各調査、入力に関すること
- ④各届出に関すること
- ⑤在宅医療に関すること
- ⑥介護保険に関すること
- ⑦院内委員会に関すること
- ⑧特養施設に関すること
- ⑨医師会に関すること

第5節 医療事務委託分

1 災害応急対策業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月
①災害応急対応に関すること	外来、トリアージエリアでの新患登録	●					
	診療費の後日請求事務		●				

2 一般重要継続業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月
①受付に関すること	受付、電話対応、患者案内	●					
②会計業務に関すること	入院、外来医療費収納業務	●					
③病棟業務に関すること	入院患者の登録	●					
④データ入力業務に関する こと	外来診療費請求業務		●				
	入院決定患者の登録		●				
⑤休日、夜間受付業務に関する こと	休日、夜間帯の受付業務		●				
	休日、夜間来院患者の会計処理		●				
	休日、夜間の来患者の各手続き		●				

3 休止業務

- ①電話予約に関すること
- ②予防接種の受付に関すること
- ③未収金患者の請求、督促処理に関すること
- ④診断書受付システムに関すること
- ⑤放射線科受付業務に関すること
- ⑥小児科外来受付業務に関すること
- ⑦入院診察データ入力に関すること
- ⑧レセプト作成に関すること

第6節 薬剤科

1 災害応急対策業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3時間	1日	3日	1週間	2週間	1ヶ月
①災害応急対応に関すること	各部署で必要な薬剤配分のための準備	●					
	被災傷病者への処方せん交付		●				
	避難所への医療支援				●		
②薬剤の在庫に関すること	使用可能な薬剤の数量把握	●					

2 一般重要継続業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3時間	1日	3日	1週間	2週間	1ヶ月
①処方せんの交付に関すること	入院患者、外来患者への調剤、交付	●					
	使用できない機器の代替え手段の準備	●					
	使用できない機器の修理依頼			●			
②薬剤の調達に関すること	医薬品卸業者との連絡調整		●				
	薬剤師会との連絡調整		●				

3 休止業務

①薬剤管理指導及びお薬相談に関すること

第7節 栄養科

1 災害応急対策業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月
①給食業務継続の判断に 関すること	施設、機器、食材、衛生状態の確認、点検	●					
	業務継続が困難な場合の備蓄食料の提供		●				
②備蓄食料に関するこ と	入院患者、職員への備蓄食料の提供		●				
	不足食料の確保		●				
③入院患者、職員への給食提供 に関するこ と	献立、調理変更の検討と指示		●				
	患者情報と食数（入院患者、職員）の把握		●				
	食事運搬手段の確保		●				
	食材納品業者へ連絡し、食材確保の状況を把握		●				
	入院患者、職員への給食の提供		●				
	入院患者の栄養管理				●		

2 一般重要継続業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月
①給食業務に関するこ と	衛生状態により上田保健所へ連絡し指示を受ける		●				
	給食契約業者との連携		●				
	施設、機器の修理依頼、			●			
	長野県病院協議会との連携			●			
	施設、機器の完全復旧						●

3 休止業務

- ①栄養指導及び栄養相談に関するこ
と
- ②入院患者の栄養管理計画について
- ③入院基本料に関する調査に関するこ
と
- ④院内委員会に関するこ
と

第8節 放射線技術科

1 災害応急対策業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月
①災害応急対応に関すること	通電確認（100V・200V・非常電源）	●					
	装置機器空調等の状況確認及び業者連絡	●					
	電子カルテ及び部門システム確認	●					
	装置機器優先復旧順位検討		●				
	検査提供能力把握及び報告		●				
②勤務体制に関すること	勤務体制再構築及び仮眠場所確保		●				

2 一般重要継続業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月
①X線撮影に関すること	X線画像処置（100V+バッテリー）		●				
	X線ポータブル撮影（100V+バッテリー）		●				
	X線一般撮影（200V）		●				
	X線CT撮影（200V+空調）		●				
	X線TV透視撮影（200V+空調）		●				
②MRI撮影に関すること	冷却装置（200V+空調）		●				
	MRI撮影（200V+空調）				●		
③画像配信に関すること	PACSシステム（100V+空調）		●				
④読影依頼に関すること	遠隔読影システム（100V）		●				

3 休止業務

- ①健康管理科業務
- ②医療機器共同利用業務
- ③骨密度測定

第9節 検査科

1 災害応急対策業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3時間	1日	3日	1週間	2週間	1ヶ月
①災害応急対応に関すること	検査中検体の状況確認と保存	●					
	検査機器の稼働状況確認	●					
	検査試薬、機器備品の保存状況確認	●					
	検査試薬の在庫確認	●					
	検査提供能力の把握及び報告	●					
②継続的な検査実施に関すること	検体検査機器の復旧（生化学、血算、血液ガス）	●					
	生体検査機器の状況確認（ポータブル心電計、超音波診断装置）		●				
	輸血製剤保存状況と輸血検査機器確認	●					
	検査試薬、備品の適正保存及び在庫数把握	●					
	検査室の確保と設営	●					

2 一般重要継続業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3時間	1日	3日	1週間	2週間	1ヶ月
①通常の検査に関すること	外注検査検体保存状況の確認（冷蔵、冷凍）		●				
	病理・細胞診検体の保存状況確認		●				
	保存検体の長期保存の適正化		●				
	被災時の検査データの保存、転送			●			
	故障機器の修理依頼及び代替機の確保			●			
	一般診療再開に伴う検査の提供			●			
	被災機器の点検修理				●		
	被災機器の完全復旧						●
②試薬・備品調達に関すること	医薬品卸業者との連絡調整			●			
	臨床検査技師会との連絡調整と情報共有			●			
	業者、追加医薬品等の搬入ルートの確保			●			

3 休止業務

- ①外注検査に関すること（血液検体、細菌、病理、細胞診、ホルター心電図）
- ②ドック、健康診断に関すること
- ③12誘導心電図、超音波検査以外の生理検査に関すること
- ④感染対策業務のうちデータ処理、統計に関すること
- ⑤自費検査、未収載検査に関すること

第10節 リハビリテーション科

1 災害応急対策業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月
①災害応急対応に関すること	外来の支援	●					
	食料や医療機器等の移動、搬送		●				
	患者移動の支援		●				
	リハビリテーション室の使用目的別整理			●			

2 一般重要継続業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月
①リハビリテーションに関すること	予約キャンセルの連絡に関すること		●				
	入院患者のリハビリテーションに関すること			●			
	外来患者のリハビリテーションに関すること			●			
	訪問リハビリテーションに関すること			●			

3 休止業務

- ①外来、訪問リハビリテーションの一時休止に関すること
- ②言語療法に関すること

第11節 透析科・臨床工学科

1 災害応急対策業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月
①透析に関すること	透析業務中止時の透析患者への連絡調整	●					
	継続の有無を他医療機関へ連絡調整	●					
	日本透析医会災害情報ネットワーク掲示板への 入力	●					
	受け入れ困難な場合の拠点病院への受け入れ調整 (掲示板の確認)		●				
	継続可能な場合の透析準備		●				
②医療機器の管理に関する こと	各医療機器の動作確認			●			
	各医療機器の修理対応			●			

2 一般重要継続業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月
①透析に関すること	透析の実施		●				
	他の医療機関への依頼		●				
	他の医療機関への透析条件等作成		●				
	透析使用物品、薬剤の手配		●				
	患者送迎に関すること			●			
②医療機器の管理に関する こと	被災した機器の管理、メーカーへ依頼		●				

3 休止業務

- ①検査業務に関すること
- ②回診業務に関すること

第12節 視能訓練科

1 災害応急対策業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月
①災害応急対応に関すること	外来の支援	●					

2 一般重要継続業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月
①手術に関すること	手術予定患者の他院への紹介				●		

3 休止業務

- ①手術に関すること
- ②検査に関すること
- ③健康管理科関連業務（ドッグ、企業健診、市健診）に関すること

第13節 病棟科

1 災害応急対策業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月
①災害応急対応に関すること	外来の支援	●					
②病床の確保に関すること	緊急診療体制でのベッドコントロール		●				

2 一般重要継続業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月
①入院患者の看護に関すること	入院患者の継続的看護		●				
	入院患者の継続的な診療記録の整備、保管		●				
	入院患者家族への連絡			●			

3 休止業務

①清潔ケア全般の中止

第14節 外来科

1 災害応急対策業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月
①災害応急対応に関すること	緊急初療体制（トリアージエリア含む）の準備	●					
	緊急初療体制（トリアージエリア含む）での診療 介助		●				
	避難所への医療支援				●		

2 一般重要継続業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月
①救急に関すること	救急車受入れ判断及び対応	●					
②医療材料に関すること	在庫管理及び調整		●				
③外来患者の看護、診療介助に 関すること	来院傷病者の看護、診療介護		●				

3 休止業務

- ①通常の外来診療（初診、予約など）に関すること
- ②外来患者の健康相談、生活指導に関すること
- ③訪問診療に関すること
- ④手術に関すること
- ⑤内視鏡に関すること

第15節 健康管理科

1 災害応急対策業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月
①災害応急対応に関すること	病棟、外来の支援	●					
	避難所への医療支援					●	

2 休止業務

- | |
|-----------------------------|
| ①人間ドック、健康診断（企業健診、市健診）に関すること |
| ②予防接種に関すること |
| ③保健指導に関すること |

第16節 地域連携室

1 災害応急対策業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月
①災害応急対応に関すること	外来、入院患者の転院搬送に係る連絡調整	●					
	搬送手段の確保	●					
②関係機関との連絡調整に関すること	近隣医療機関、福祉施設等との連絡調整	●					
③ベッドコントロール目的の退院調整	ベッド確保に向けた緊急の退院調整	●					
④災害に関する患者家族相談対応	災害に連携した各種相談への対応	●					

2 一般重要継続業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月
①急を要する紹介	災害に関連した紹介とそれ以外の紹介を振り分け、優先度の高い症例から対応	●					
②苦情、クレーム対応	災害の影響で発生する苦情、クレームへの対応	●					
③ベッド確保目的の退院調整	医療機関、施設、在宅への退院調整			●			

3 休止業務

- ①外来予約調整目的の紹介、逆紹介に関すること
- ②予定及び定時カンファレンスに関すること
- ③緊急以外の診療情報提供書、返書、問診票等の書類処置に関すること
- ④営業業務（週間、月間医師診療体制の郵送、訪問、広報関連）に関すること
- ⑤各種地域連携業務への参加
- ⑥ご意見箱の処理に関すること

第17節 訪問事業

1 一般重要継続業務

分掌業務	具体的な業務内容	※ 業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月
①訪問診療に関すること	訪問診療について患者への連絡調整	●					
	処方せん等についての相談			●			
②母子訪問看護に関すること	母子訪問看護業務中止時の患者への連絡調整	●					
③訪問リハビリテーションに関すること	訪問リハビリテーション業務中止時の患者への連絡調整	●					
	ケアマネージャーとの連絡調整	●					

2 休止業務

- ①訪問診療に関すること
- ②母子訪問看護に関すること
- ③訪問リハビリテーションに関すること

*** 関連する計画等 ***

東御市地域防災計画 (東御市：令和6年3月改正)
東御市業務継続計画 (東御市：令和6年6月改正)
東御市国土強靭化計画 (東御市：令和6年2月改正)
東御市国民保護計画 (東御市：平成31年2月改正)
東御市避難所・災害ハザードマップ (東御市：令和4年3月改正)
東御市民病院災害対応マニュアル (令和6年11月作成)
東御市民病院感染対策マニュアル (令和元年9月作成)
長野県地震被害想定調査報告書 (長野県：平成27年3月作成)
長野県広域受援計画 (長野県：令和5年3月修正)
浅間山火山防災マップ (浅間山火山防災協議会：平成30年3月作成)

* * 改定経過 * *

初 版 令和7年3月 医療事務部医療安全係作成
第2版 令和7年7月 訪問業務の追加、参照ページの追記、人事異動に伴う参集人員の修正